

# 平成24年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品110番（フリーダイヤル 0120-492574 <シヨクジコナシ>）を設置しています。平成24年度の受付状況を取りまとめたのでお知らせします。

## 1 受付状況

### （1）情報提供件数

63件（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

食品分類					
食肉卵	水産物	野菜・米果物	加工品	その他	合計
15	4	19	24	1	63

情報区分					
表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	合計
34	1	6	12	10	63

関係法による分類				
食品衛生法	JAS法	景品表示法	その他	合計
16	24	3	20	63

結果	
立入調査指導	調査不要
36	27

## 2 主な情報提供及び対応内容

### （1）表示に関すること

疑問点	対応・処理内容
袋に入れて封をした状態で販売されている干しいもや干し柿に賞味期限などの表示がない。必要なのではないかと。	立入調査の結果、通報どおりの内容で販売されていることを確認しました。 干しいもや干し柿は加工食品に該当するため、加工食品品質表示基準に基づく表示を行うよう指導を行い、改善されました。
スーパーで「生サーモン（刺身用）」を購入したが、ラベルが二重張りになっていた。このような行為は厳に慎んでもらいたい。	立入調査の結果、消費期限ラベルの作成ミスによる二重張りであることが判明しました。二重張りは消費者の信頼を損ねる行為であることを説明し、今後二重張りをしないよう指導しました。

<p>直売所で生産者が出荷・販売している袋詰め精米の一括表示に「未検査米」と書いてあるが、プライスラベルには品種名が書かれている。おかしいのではないかな？</p>	<p>指摘のとおり、産地証明を受けていない未検査米には「品種名」を書くことは禁止されています。立入調査の時点で既に消費者から指摘を受け改善されていましたが、今後も適正表示を遵守するよう指導しました。</p>
<p>ワゴンの中でばら売りされている商品に表示がなかった。表示の義務があるのではないかな？</p>	<p>立入調査の結果、もともと贈答用に箱入りで売られていた商品を箱から出して販売していたことが判明しました。ばら売りする場合は、箱に表記されている表示を1つ1つの商品に表記するよう指導を行い、改善されました。</p>

(2) 販売・食品不安に関すること

<p>疑問点</p>	<p>対応・処理内容</p>
<p>福島県産の農産物直売所で購入された生梅をもらったが、食べても問題はないかな？</p>	<p>現在、福島県産の農産物については、基準値以下の安全性が確認されたものしか流通しないシステムとなっているので、安心ください。</p>
<p>スーパーでは、消費期限切れの豚肉やラップが破れた商品を販売する等、品質管理がなっていない。</p>	<p>立入調査の結果、消費・賞味期限切れ商品やラップがやぶれた商品は見あたりませんでした。要冷蔵の商品を冷蔵ショーケース外の通路に陳列していることを確認したため、適切な保存温度で管理するよう指導を行い、直ちに改善されました。</p>